

高浜町告示第134号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本町の字の区域を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

なお、この届出に係る字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定による団体営土地改良（区画整理）事業横津海地区に係る換地処分の告示があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成25年12月20日

高浜町長 野瀬



次の区域を横津海9字節句田（せくだ）に編入する。

大字	字	地番
横津海	11字 堀ノ谷 (ほりのたに)	1の1の一部 1の2の一部 2の2の一部 5の2
	13字 村下 (むらのした)	1の1 2の1 3から5まで 6の1 7の3 11の1 12の1
	17字 岸ノ下 (きしのした)	4の3 28
これらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の全部		

次の区域を横津海25字宮ノ原（みやのはら）に編入する。

大字	字	地番
横津海	31字 山流 (やまりゅう)	4の4 5の4 9の1 10の1 11から13まで 14の1 15の1 17
		これらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の全部

次の区域を横津海26字宮ノ前（みやのまえ）に編入する。

大字	字	地番
横津海	21字 寺ノ下 (てらのした)	1 3の1 4の1 5の1 6の1 7の1 7の2 8の1 8の2 9の1 10 11 12の1 13の1 14 15の1 15の2 16の1 16の2 17から19まで
		これらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の全部

	27字 長通 (ながとおり)	1の1の一部 1の2の一部 2の一部 6の一部 9の一部 10の一部 12の一部 13の一部 15の一部 16の一部
	30字 閑者垣 (かんじゃがき)	1の1の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の全部		

次の区域を横津海27字長通(ながとおり)に編入する。

大字	字	地番
横津海	20字 奥菖蒲 (おくしょうぶ)	10
	28字 菖蒲 (しょうぶ)	1
	29字 向谷口 (むくだんぐち)	2の1の一部 2の3 3の1 3の3 4 11の1 11の3 12の1 12の2 12の5 13の1 14の1
これらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の全部		

次の区域を横津海30字閑者垣(かんじゃがき)に編入する。

大字	字	地番
横津海	27字 長通 (ながとおり)	15の一部 16の一部 18から21までの各一部
	29字 向谷口 (むくだんぐち)	1 2の1の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の全部		